

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 令和7年3月19日（水） 午前10時00分～午前10時20分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

宮越部会長、安立委員、日下委員、羽染委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

「（仮称）NEC府中事業場整備計画」

⇒ 【大気汚染】 【騒音・振動】 【土壌汚染】 【地盤】 【水循環】 【日影】 【電波障害】
【景観】 【史跡・文化財】 【自然との触れ合い活動の場】 【廃棄物】 及び 【温室効果
ガス】 について審議を行い、【騒音・振動】の事項に係る委員の意見について、指摘
の趣旨を答申案に入れることとした。

令和6年度
「東京都環境影響評価審議会」
第二部会（第5回）
速記録

令和7年3月19日（水）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち7名¹の御出席をいただいております。

これより、令和6年度第5回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございません。

それでは、部会長、よろしくをお願いいたします。

○宮越部会長 では、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。本日の審議会の資料については、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードをして御覧ください。

○宮越部会長 ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)NEC府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第1の「(仮称)NEC府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、資料1-1を御覧ください。

1、選定した環境影響評価の項目は、【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】【温室効果ガス】の12項目です。

2、選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境の5項目です。

¹ 途中1名出席し8名となった

選定した評価項目について、委員からの御意見がございますので、後ほど説明いたします。

3、都民の意見書及び周知地域市長の意見は、4ページから、別紙のとおりとなります。4ページを御覧ください。

1、意見書等の件数は、都民からの意見書が1件、周知地域市長からの意見は、府中市長及び国立市長の意見が2件で、合計3件でした。

2、都民からの主な意見を要約して説明いたします。

環境全般について。当該事業では、飲用水や雑用水等で井戸水の利用が計画されているが、井戸水の水質に関する情報がないので情報提供していただきたいとの御意見がありました。

次に3、周知地域市長からの意見を要約して説明いたします。

府中市長からは、環境影響評価項目に関する意見として、大気汚染について、工事の施行中において、アイドリングストップ等、環境保全措置を徹底されたい。また、使用車両について、最新の排出ガス規制適合車の使用に努められたい。

騒音・振動について、周辺への影響が最小限となるように工事内容に十分配慮されたい。また、工事の施行中において、小学校等が隣接していることを考慮し、万全の措置を講じられたい。

悪臭について、工場からの汚水排水について、汚水槽を設けて排水を検討する場合は、臭気対策を講じられたい。

電波障害について、障害が発生した場合は、適切な対策を講じられたい。

景観について、景観における調査方法の「使用する主な資料」に、府中市景観ガイドラインを追加されたい。との御意見をいただきました。

また、その他の意見として、新たに調査等が必要になる項目が生じた場合には、予測事項について検討し、環境保全のための措置を講じられたい。

地域住民に情報の提供及び十分な説明を行うとともに、意見、要望等について誠意をもって対応されたい。

苦情対応窓口を設置するなど、関係住民からの苦情には誠実に対応されたい。

緑地の確保や良好な景観形成等、環境に配慮した適切な計画とされたい。との御意見をいただきました。

国立市長からは、環境全般に関する意見として、市や地域住民に対し丁寧な情報提供を

行うとともに、地域住民に分かりやすい内容及び表現で周知を図られたい。住民からの意見要望について、誠意をもって対応し、可能な限り環境影響評価及び環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。今後環境に影響を及ぼすような新たな要因が確認された場合には、改めて調査等を実施されたい。との御意見をいただきました。

それでは、3ページにお戻りください。

選定した環境影響評価の項目について、委員からの御意見ですが、【騒音・振動】について、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は約7年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること、との御意見をいただきました。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、選定した環境影響評価の項目において、【騒音・振動】について意見がありました。

本項目を担当されております廣江委員から補足の説明等をお願いできますでしょうか。

○廣江委員 それでは、本件の騒音・振動について、申し上げた意見の補足をさせていただきます。

先ほども事務局から御説明がありましたように、府中市長からの意見でも、騒音・振動の影響を最小限にとどめるように、また、周辺の地域に小学校や住宅等があることから、適切な配慮を求めるという意見がありました。

確かに、法的には、建設作業に伴う騒音・振動は、その敷地境界で最大となる時期が規制基準を超えなければよいこととなりますが、一般的にそれは敷地境界の大人の顔の高さぐらいのところで評価されるものです。

ところが、ここの地点の小学校は高台にありまして、工事現場から見ますと高い位置にありますので、工事現場が見通せる状況にあります。一般的によく使われる仮囲いの塀でも、その発生騒音を敷地境界のように十分遮蔽できるとは限りません。

また、この7年間の長期にわたってその騒音が影響を及ぼすことから、これらの周辺の状況に勘案して、適切な時期や配慮が必要だと思いましたので、このようなコメントをさせていただきます。

以上になります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、本日御欠席の委員から事務局でコメントなど預かっておりますか。

○石井アセスメント担当課長 特にコメント等は預かってございません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見等はございますでしょうか。

御発言される際は、最初にお名前をお願いします。いかがでしょうか。

羽染委員、お願いいたします。

○羽染委員 先ほど、都民の意見書及び周知地域市長の意見書の紹介がありましたが、事務局にお尋ねしますが、これに対する事業者の回答というのはどうなっているかというのを教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○石井アセスメント担当課長 事業者からは、「保健所の測定で飲用水の基準等を満足している」という回答をいただいております。

○羽染委員 それは、都民の意見で、環境全般の井戸水の話ですよ。

そのほか、全般にあるのですが、事業者からの説明のときに、P F A Sの質問と、それから、悪臭の質問をしたのですが、悪臭についてはメールで回答いただきましたが、同じように、例えば悪臭の工場からの汚水排水とかも、府中市長から質問が出ていますが、この辺の回答も全部、事業者意見として市長に返しているという理解でよろしいですか。

○石井アセスメント担当課長 調査計画書の意見につきましては、特に見解書をつくらないので、市長に対してお返しするということは行っておりません。

○羽染委員 ただ、事務局として、その辺の事業者の考え方というのは把握されているのでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 事業者のほうには、いただいた意見というものはお伝えしているという形にはなっております。

○羽染委員 その明確な回答というのは、都のほうに返ってきていないということで理解していいですね。

というのは、このあと、総括審議に入ると思いますが、その辺で、市民の意見とか、周辺地域の市長の意見を、委員の先生方でまた議論になると思いますが、その辺の事業者の見解が聞きたいということで伺った次第です。

以上です。

○石井アセスメント担当課長 それでは、事務局から事業者には適切に対応するように指導させていただきたいということで、御回答させていただきたいと思います。

○羽染委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮越部会長 部会長の宮越です。

今の羽染委員からの御意見について、答申案の中で、冒頭に通常、関係市長からいただいた意見については十分勘案することということは、回答ではありませんが、いただいた意見はきちんと勘案することという意見がつくと思うのですが、それは正しいですか。このあとの資料で多分ありますよね。

○石井アセスメント担当課長 はい。意見を勘案していただいた上で、評価書案を作成する形になってございます。

○宮越部会長 きちんといただいた意見は事業者に伝わるという意味ですよ。

○石井アセスメント担当課長 そのとおりです。

○宮越部会長 分かりました。

ほかの委員の皆様から御意見はいかがですか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特に御意見がないようですので、引き続き、総括審議を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、6ページの資料1-2を御覧ください。

資料1-2は、環境影響評価調査計画書について、第1として、部会での審議経過、第2として、審議の結果、第3として、その他の事項を記載してございます。

それでは、「(仮称)NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について(案)を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和7年1月23日に、「(仮称)NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については7ページに取りまとめております。

それでは、6ページにお戻りいただき、

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局の説明について、委員の皆様から御意見などはございますか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 こちらへの意見と少し外れるかもしれませんが、前回私のほうで、ほかの委員からもあったかと思いますが、こちらの資料で13ページから20ページの間のもので、新規の建設予定の建物の名称とか、地下構造のこととか、今後、計画を評価する上で若干分かりづらい点がありますので、その点については、評価書案のほうでは少し改善を図っていただければと思うのですが、そのあたり、事務局からそういったことをお願いすることは可能なのでしょうか。

ここの中にはなかなか入りづらい文言かと思いますが、一つ一つの資料の精査についてもう少しお願いしたい点があるということで、前回申し上げたところなので、確認としてお伝えいただければと思います。

○石井アセスメント担当課長 今いただいた御意見につきましては、事務局から事業者にお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○水本委員 ありがとうございます。

特に建物の交換される部分と、それから、新規の建物の地下掘削のところは、私の分野に関わるのですが、それが非常に分かりづらい表現かなと思っております。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会で報告させていただきたいと思います。

最後に、その他の事項となりますが、何か皆様からございますでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 特にないようですので、これをもちまして第二部会を終了したいと思います。ありがとうございました。

傍聴人の方は退出ボタンを押して退室してください。

(傍聴人退室)

(午前10時20分 閉会)